

自動火災報知設備の基準が改正 されました！

平成27年4月1日施行

平成24年5月に発生した広島県福山市ホテル火災を踏まえ、自動火災報知設備の設置基準が見直されました。

自動火災報知設備の設置基準の見直し

小規模なホテル・旅館（（5）項イ）、病院・診療所（（6）項イ）、社会福祉施設等（（6）項ハ）で就寝の用に供する居室を有するものに対して、現在延べ面積300㎡以上のものに義務付けられている自動火災設備について、延べ面積に関わらず設置することが義務付けられました。

300㎡未満の施設は、特定小規模用自動火災報知設備も設置できます。



対象施設

ホテル・旅館

病院・診療所（就寝あり）

社会福祉施設等（就寝あり）

改正前

延べ面積300㎡以上で設置

改正後

面積に関わらず全て設置

改正法令の施行期日について

1 施行期日

平成27年4月1日

2 経過措置

既存施設（新築、改築工事中を含む。）については、平成30年3月31日まで

お問い合わせ：佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
予防課 043-481-1217（平日に限る。）